

# 第10回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 3月27日(水) 午後 4時04分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 3月27日(水) 午後 4時04分
2. 閉会時間 令和 6年 3月27日(水) 午後 4時39分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 17名
 

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子	8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭	12番 米田 公明	13番 北尾 健一郎
14番 祐田 久男	15番 林田 了星	16番 太田 武春
18番 廣瀬 光徳	19番 村里 枝美子	
5. 欠席委員者の数 2名
 

11番 森本 勝也	17番 金子 利範
-----------	-----------
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 15名
 

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 保夫	杉谷 酒井 和
杉谷 杉永 芳一	三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成
三会 福島 真一	三会 北田 和広	三之沢 島田 和典
東空閑 柴田 利明	高野 林 耕平	高野 竹田 静男
池田 伊達 博明	久原 森崎 誠一	戸田 稲田 浩敏
7. 報告事項
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第4号議案 非農地証明願について
  - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について
  - 第7号議案 令和6年度の「最適化活動の目標」(案)について

議長

ただ今より、第10回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、11番 森本 勝也 委員、17番 金子 利範 委員は所要のため、欠席との連絡が  
あっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達して  
おりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の  
規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を  
指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告  
します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、4件 8筆 3, 471平方メートルの届けが  
ありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件 2筆 1, 787平方メートルの届けが  
ありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を  
上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番  
について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ、1番に記載のとおりで、畑 3筆 1, 712  
平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、18,393平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、草刈機1台、動噴1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は42年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、人参、ほうれん草等を作付けし、申請地までは自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ、2番に記載のとおりで、田 2筆 1,493平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,742平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1

台、田植機1台、動噴1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は68年の農作業歴があります。

借りていた農地を譲り受け、水稻、大根、玉葱等を作付けし、通作距離は自宅から300メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ、3番に記載のとおりで、田 1筆 886平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、1,659平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、マルチ1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

本案件は、昨年9月総会において、新規就農により取得した農地の隣接地を取得するための申請です。申請地を含め人参等を作付けし、申請地までは自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。

議案集は4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 456平方メートルについて、平成18年4月24日付 18長崎県指令第3016号で転用の許可を得ていましたが、転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番となります。

賃借人及び賃貸人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、申請地456平方メートルを

借り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番及び、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、申請地331平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。



事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、申請地169平方メートルを譲り受け、進入路用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

盛土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、4番に記載のとおりで、申請地128平方メートルを

譲り受け、露天駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

切土造成し、雨水は溜桝の設置及び自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、5番に記載のとおりで、申請地524.64平方メートルを譲り受け、木造二階建診療所兼住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は…の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は道路となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、平成3年月日不詳頃からハウス及び農機具保管用物置を建設し利用していましたが、令和6年2月に取り壊し、コンクリート舗装の更地となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、平成15年月日不詳頃から公衆用道路として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、公衆用道路として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、昭和年月日不詳頃から雑種地及び公衆用道路として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は里道となっております。

現地を見ますと、雑種地及び公衆用道路として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから12ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 17件 32筆 27,950.89平方メートル、耕作権の再設定 8件 34筆 26,072.66平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 13ページに記載のとおりで、4件 7筆 6,076平方メートルです。

合計で29件 73筆 60,099.55平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。

議案集の14ページから15ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、31筆、28,657.89平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画（案）が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、13名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

次に、第7号議案 令和6年度の「最適化活動の目標」（案）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、令和6年度の「最適化活動の目標」（案）について説明いたします。

別添③の資料をご覧ください。

この「最適化活動の目標」につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の最適化活動の目標を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

1ページをご覧ください。

農業委員会の現在の体制については、令和6年4月1日における、農業委員、農地利用最適化

推進委員の状況を記載しております。

農家・農地等の概要については、2020年農林業センサス、作物統計調査、並びに農林課による直近の数字を記載しております。

2ページをご覧ください。

最適化活動の成果目標の農地の集積については、現状の農地の集積面積及び集積率。目標については、県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の、令和12年度における集積率である82%を目標値としております。

次に、遊休農地の解消については、現状及び課題として令和5年度の遊休農地面積。解消目標については、令和3年度の遊休農地面積を5年間で解消するものとして、2ヘクタールとしております。

次に3ページをご覧ください。

新規参入の促進については、現状及び課題として過去3年間の経営体数及び経営面積。目標については、過去3年間の権利移動面積の1割を目標としております。

最適化活動の活動目標における、推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、昨年と同じく、1人当たりの活動日数は月10日とさせていただきました。

また、活動強化月間の設定目標での農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進については、強化月間として7月、8月、12月、1月を設定しています。

令和6年度の目標達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、令和6年度の「最適化活動の目標」（案）について説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案、令和6年度の「最適化活動の目標」（案）は承認することに決定いたします。

議長

以上で、第10回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第10回島原市農業委員会総会を閉会いたします。



終了時間 午後 4時39分